

## 第19回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月26日（金）午前10時47分から11時10分まで

2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 9名

1 梶 政博	6 田中 真紀子
2 重田 千秋	7 麻生 伸一
3 古屋 幸男	8 越水 一雄
4 今井 恵美子	9 大木 克美
	10 鈴木 雅之

4 出席委員数 9名（その他、農地利用最適化推進委員7名出席）

5 欠席委員 なし

6 署名委員 梶 政博  
重田 千秋

7 議長 鈴木 雅之

8 事務局職員出席者

田中 則行  
田伏 弘之  
片山 淳二  
山田 直哉  
岸 好夫

9 傍聴者 なし

10 審議事項

(1) 報告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 議案

第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第2号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について

11 審議内容 （開会 午前10時47分）

[事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。

[議長] 只今より第19回伊勢原市農業委員会総会を開催します。  
本日の審議事項は、報告4件、議案2件となっております。

- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。報告第1号のとおり、大山地区で1件、比々多地区2件、成瀬地区で1件、大田地区で6件、計10件の届出を受理しました。なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。報告第2号のとおり、伊勢原地区で1件、計1件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。報告2号の1は専用住宅に転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件、高部屋地区で2件、比々多地区で1件、成瀬地区で2件、計6件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。なお、報告第3号の1及び3は、住宅敷地、報告第3号の2は、伊勢原大山インター土地区画整理事業の産業用地、報告第3号の4は、公衆用道路、報告第3号の5は、一般個人住宅として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。報告第4号のとおり、大田地区で1件の証明願いがありました。

報告第4号の1について、対象農地は下谷字前河内に1筆、同字上中才に7筆、同字櫻町に1筆の計9筆、面積は9,354平方メートルです。

8月8日に事務局で現地調査を行い、ナス、トマト、水稻などの作付けを確認しています。

8月25日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求められます。議案第1号のとおり、1件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は小稲葉字細町の6筆、面積1,439平方メートルを駐車場として転用します。権利関係は賃貸借です。

譲渡人は市内の方です。譲受人は寒川町で中古自動車の販売・整備を行っている法人で、事業拡大により広い車両置場が必要なため、申請地を適地として97台分の駐車場として転用します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準は、出入口は4メートル幅の市道を使用します。敷地は碎石敷き、周囲はブロック積み又は単管パイプで囲みます。雨水は出入口部のU字溝に集めて貯留浸透槽に導き浸透処理します。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

なお、敷地中央に19平方メートルの土地があり、所有者が異なることから、当該計画には含まれておりません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 9月22日に現地確認、24日に代理人より説明を受けました。

(大田地区) 事務局の説明のとおり、宅地に囲まれた農地で荒れている現況にあり、転用により周辺環境への影響は解消されるものと思われる。また、計画上も問題ないと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[委員] 中央の土地は、今回計画ではそのまま残地なのか。利用計画に支障はないのか。

[事務局] 車両置き場として、使用しないとされています。

- [議長] 他にありませんか。  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第1号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】  
挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議長] 議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。  
このことから、同法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、促進計画を定めるよう要請することができるため、議案第2号のとおり、今回申出のあった成瀬地区の2件計2件の貸借に対し、促進計画を定めることの審議をお願いします。  
議案第2号成1について、地域計画区域外の農地1筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約33.7アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。  
議案第2号成2について、地域計画区域内の農地1筆を賃貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約382.7アールの規模を耕作している認定農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。  
また、この2件の申出については、伊勢原市長から「地域計画の達成に資する」という回答を得ています。
- [議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。  
議案第2号成1から成2までの2件について、一括議題とします。  
これら2件について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】  
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号成1から成2について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号成1から成2については、「原案のとおり承認する」こととします。

[議 長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第19回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時10分 終了】